

青森県報

第四千九十一号

平成二十七年
十二月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(同) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 土地収用法による事業の認定……………(監 理 課) ……二
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域) ……四

告 示

青森県告示第九百二十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一

項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人西村耳鼻咽喉科医 院	八戸市南類家二丁目一七の二八	平成 二七・一〇・三
訪問看護ステーションにじ の樹	つがる市柏玉水米袋一五の一	二七・一・三
あおい訪問看護ステーション	八戸市大字新井田字八森平一の六	二七・二・一

青森県告示第九百二十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に 変更前	区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担当する 診療科名	変 更 年 月 日
難病指 定医	指定医 の区分	氏 名	八戸市立市 民病院	脳神経外	平成 二七・四・一
蘭藤 順		名 称 所 在 地	八戸市大字田向 字毘沙門平一		
変更後			独立行政法 人国立病院 機構八戸病 院		
			八戸市吹上三丁 目一三の二		

青森県告示第九百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
名 称	名 称	所 在 地	
株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢	株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢	平川市本町平野 平川市本町平野 平川市本町平野 平川市本町平野 平川市本町平野	平成 二七・三・三
主たる事務所の所在地	所 在 地		
平川市本町平野 四一の三九 四一の三九 四一の三九 四一の三九	平川市本町平野 四一の三九 四一の三九 四一の三九 四一の三九		
重度訪問 介護			
住宅介護			
株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢			
株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢			
株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢			
株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢 株式会社夢			

青森県告示第九百二十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間四九の一五 佐々木 信 昭 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七九の一 丸 本 末 義	三厩

東津軽郡外ヶ浜町字三厩元宇鉄一六

牧 野 勇 次

青森県告示第九百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
むつ市
- 二 事業の種類
むつ市道の駅整備事業
- 三 起業地
1 収用の部分
青森県むつ市大字田名部字榎川目、字上川及び字前田地内
- 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
1 法第二十条第一号の要件
申請に係る事業は、むつ市大字田名部字榎川目、字上川及び字前田地内に「道の駅」を整備する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三十三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。
よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。
- 2 法第二十条第二号の要件
起業者は、本件事業を施行するに当たり、市議会において執行するための予算が議決されており、本件事業に必要な予算措置が講じられている。
よって、起業者は十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 下北半島地域の高速交通体系を担う下北半島縦貫道路のうち、国道二七九号道路改築工事(以下「むつ南バイパス」という。)が、むつ市大字田名部字前田地内の国道二七九号と国道三三八号との交差点を起点とし、同市大字奥内字大室平地内の国道二七九号までの区間約九キロの整備が計画された。

このような状況のなかで、むつ市は、交通結節点となるむつ南バイパスと国道三三八号との交差点のむつ市大字田名部字槌川目、字上川及び字前田地内に「道の駅」を整備する事業を平成二十六年三月に策定した。

この「道の駅」は全てのドライバーの安全運転に寄与するため、いつでも休憩をとることができ、また、必要な情報を得ることができるといふ基礎的な機能に加え、むつ市の魅力と地域資源をアピールする場、むつ市民の交流の場、さらには自然災害等に備えた防災物流拠点としての機能などを併せ持っており、本件事業の施行による公共の利益は、相当程度存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺環境への影響については、本件事業は環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではないこと、起業地は文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による埋蔵文化財包蔵地に該当しないこと、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)による保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) 起業者は、起業地を選定するに当たって、四箇所の候補地を挙げて、経済的、社会的観点から総合的に比較検討した結果、候補地として最も優れる本申請案を選定したものである。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、全てのドライバーの安全に寄与するとともに、地域活性化につながる活動拠点となることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の整備に必要な最小限の範囲であり、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
むつ市役所 建設部用地課

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
つがる市木造桜木八の二の一部、四〇の一の一部、四〇の二の一部、六四の一の一部、六五の一部、八七の一部、九一の一部及び九三の一部(第三工区)	つがる市木造若緑六一の一 つがる市

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 日正建築

- 二 氏名 小田 正行
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字阿部野一六三の七四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第一三六六四号
- 五 取消年月日 平成二十七年十二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十七年八月五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員の前届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年十二月二十八日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	安 ヶ 平 孝 志	八 戸 市 大 字 豊 崎 町 字 下 七 崎 四 六	平 成 二 七 ・ 九 ・ 二 六

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭